

2018年11月28日

業務におけるマイナンバーカードの活用を可能とする総務大臣認定を取得

～2019年1月から、入退館認証などへの活用を開始～

NTTコミュニケーションズ株式会社(以下 NTT Com)は、2018年11月28日、業務においてマイナンバーカードを活用する際に必要となる総務大臣の認定を取得しました。これは、マイナンバーカードのICチップ内の空き領域に、NTT Com 独自のアプリケーションを搭載することを認めたもので、社員などを識別するための情報を格納することが可能となります。

これを受けて NTT Com は、2019年より、社員の利便性向上を目的として独自アプリケーションを搭載したマイナンバーカードによる入退館認証などを開始します。

1. 背景

マイナンバーカードは、本人確認における身分証明書としての利用に加え、自治体サービスや、e-Tax などの各種行政手続きにおけるオンライン申請などにおける利用が可能です。また、ICチップ内の空き領域に任意のカードアプリケーションを搭載することで、アプリケーションの機能に応じたさまざまなサービスを提供することができるようになっています。

ICチップ内の空き領域は、国や地方公共団体のほか、民間事業者でも、総務大臣の認定を受けた用途において利用が可能となっており、機能追加によってマイナンバーカードの利用価値が高まることが期待されています。

2. 概要

このたびの総務大臣の認定を踏まえ、2019年1月4日に入居する大手町プレイス(本社ビル)から、セキュリティゲートの開閉とオフィスへの入退館認証、業務用パソコンへのログイン認証、複合機を利用する際の個人認証などにおけるマイナンバーカードの利用を可能にします。利用希望者のマイナンバーカードに NTT Com 独自のアプリケーションをインストールし、さらに社員情報を登録することで、マイナンバーカードを使った認証ができるようになります。本施策の対象はすべての社員とし、NTT Com が入居している他のオフィスビルへも順次拡大することを検討していきます。

＜本施策のイメージ＞

